

## 要幹部会付議

大分類	共通(法令・通達)	中分類	指示及び指示関係書類
名称(小分類)	指示文書(正本)	保存期間(満了日)	暦10年(令和14年12月末)

大局 総人二(実) 第40号

令和4年12月1日

部長  
各殿  
税務署長

大阪国税局長  
(官印省略)

## 令和4事務年度年末年始における綱紀の厳正な保持について(指示)

職員一人一人の綱紀の保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行っていく上での前提であることを踏まえ、納税者・税理士等との癒着などの非行はもとより、職員の公正性を疑われるような行為などの服務規律違反が生じることのないよう、引き続き公務員倫理の徹底と服務規律の厳正な保持に努める必要がある。しかしながら、他局職員の持続化給付金詐欺事件や当局幹部職員の飲酒絡みの暴言等事案が大きくマスコミ報道されるなど、依然として、組織の信用を著しく損なう非行事件が発生している状況である。

各部長・各署長にあっては、これから年末年始を迎えるに当たり、国家公務員法における服務規定、国家公務員倫理法及び同倫理規程(以下「倫理法令」という。)並びに別添「平14.8.21付官人4-79『国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について(事務運営指針)』」の趣旨や非行事件の発生が組織全体の信用失墜につながることの重大性を踏まえ、特に、下記の点に留意するよう指導を徹底されたい。

なお、指導に当たっては、令4.12.1付大局総人二(実)第37号「国税庁において実施した懲戒処分事例等について(事務連絡)」の「周知資料」を活用するなど、具体的な事例を踏まえて実施するよう留意されたい。

記

## 1 倫理法令等の遵守

職員は、国家公務員倫理規程第1条各号に掲げる倫理行動規準に照らして常に行動すること。

また、利害関係者又は利害関係者以外の者との禁止行為を定めた同倫理規程第3条又は第5条を遵守すること。

さらに、管内の納税義務者等又は全ての税理士との禁止行為を定めた上記事務運営指針を遵守することはもとより、それ以外の行為であっても、特にOB税理士との間において、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むこと。

### (1) 金品受領の禁止

利害関係者はもとより、利害関係者に該当しない場合であっても、管内の納税義務者等又は全ての税理士からの歳暮等については、私的な関係がある場合を除き、これを受け取らないこと。

なお、自宅や職場等に送り届けられた場合には、直ちに上司に報告するとともに、「贈答品等返戻事績票」を作成の上、確実に返戻すること。

おって、税務職俸給表の職務の級5級以上の職員が、事業者等（私的な関係にある利害関係者等を含む。）から、1件につき5千円を超える贈与等を受けた場合には、必ず「贈与等報告書」を提出すること。

### (2) 供応接待等を受けることの禁止

利害関係者と飲食する際に費用を相手方に負担させるなどの行為はもとより、利害関係者に該当しない場合であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受ける行為は、厳にこれを行わないこと。

## 2 適量飲酒の徹底

年末年始を迎える機会が増える時期であるが、長期間のコロナ禍で飲酒に伴うリスク管理の意識が希薄になっていることが想定されるため、現下の各自治体の要請などを十分に踏まえ、税務職員としての良識と節度ある行動をとること。

また、常に税務職員としての自覚を持ち、過度の飲酒が、暴行、器物損壊、痴漢、盗撮等の公務外非行や各種ハラスメントを誘発することを十分認識した上で、二次会や長時間飲酒を自粛し、適量飲酒を徹底すること。

なお、万一、酩酊しているような職員がいる場合、当該職員を同伴者が自宅に送り届けるなど、同伴者責任を徹底し、非行の未然防止に努めること。

おって、一人での飲酒は、制止する者がおらず、長時間飲酒や過度の飲酒となる危険が高まるため、十分に注意すること。

## 3 交通法規の遵守等

職員一人一人が国家公務員としての自覚を持ち、自転車を含む車両の運転に当たっては交通法規の遵守と安全運転の励行に努め、万一、交通事故（違反）が発生した場合には、被害者の救護、警察への通報及び上司への速やかな報告を徹底すること。

特に、年末年始の休暇期間中には、帰省や旅行などで不慣れな道路を長時間運転する機会が増えるため、より一層の安全運転に努めること。

また、飲酒運転については、厳に行わないことはもちろん、翌朝に運転を予定している場合は前夜の飲酒を極力控えるとともに、飲酒運転で検挙された際には、運転者のみならず、同乗者及び運転者に飲酒を勧めた者についても、厳しく処分されることを認識すること。

#### 4 身分証明書等の厳重な管理

身分証明書等については、亡失することのないよう厳重に管理すること。

なお、年末年始の閉庁期間においては、統括官等の管理者が部下職員の身分証明書等を回収の上、厳重に管理すること。

ただし、ＩＣカード身分証を所有している職員については、当該期間においても、各自で厳重に管理すること。

## 国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について（事務運営指針）

(平成 14 年 8 月 21 日 官人 4-79)

最終改正 平成 25 年 12 月 19 日

標題のことについては、国税庁職員の綱紀の保持のため、下記のとおり定めたから、平成 14 年 9 月 1 日以降はこれによられたい。

## (趣旨)

この指針は、国税庁職員について、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないようするため、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号。以下「法律」という。）及び国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号。以下「政令」という。）に定める禁止行為に加え、法律及び政令に定める利害関係者とならない者との間における一定の禁止行為を規定するものである。

## 記

## 第一 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによる。

## 1 自らの所掌する事務に関する管内の納稅義務者等

職員が職務として携わる政令第 2 条第 1 項各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者のうち、国税庁職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成 12 年 3 月 24 日国税庁訓令特第 1 号）第 2 条第 1 項により、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者とされた者（源泉徴収等のみで課税関係が完結する者を除く。）をいう。

## 2 全ての税理士

税理士事務所の所在地にかかわらず、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 18 条に規定する登録を受けている者全てをいう。

## 3 私的な関係

政令第 4 条第 1 項に規定する私的な関係をいう。

## 第二 禁止行為

自らの所掌する事務に関する管内の納稅義務者等又は全ての税理士との間において行う行為のうち、次に掲げる行為については、私的な関係にある場合を除き、禁止する。

なお、禁止された行為以外においても、納稅義務者等又は税理士との間において行う行為については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 99 条並びに政令第 1 条各号に掲げる倫理原則及び規準にのっとり、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないよう厳に注意されたい。

- 1 金銭又は物品（中元、歳暮を含む。宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）の贈答を受けること。ただし、婚礼に伴う祝儀及び香典（通常一般の社交の程度の範囲内のものに限る。）を除く。
- 2 無償で役務の提供（社会通念上無償で提供されることが妥当と考えられるものを除く。）を受けること。
- 3 本来自らが負担すべき債務を負担させて飲食、旅行、ゴルフを行うこと。ただし、職務として出席した会議における簡素な飲食や立食パーティーにおけるものを除く。